

整理番号	1-8-07-01
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	NPO 法人 ふじ環境倶楽部 年会費		
年月日	平成30年 7月 7日~平成 年 月 日	金額	1,666円

会の趣旨・目的	環境保全や環境教育等を主たる活動目的とする市民活動
会の活動内容等	田宿川・和田川・松原川・沼川等河川愛護に県と市、地元企業・市民と協働で取り組む。
政務活動・県政との関連性	リバーフレンドシップに長く関わってきたことで、県行政との橋渡しを果たしてきた市民団体を通じて、県施策の評価を確認する。

《領収書貼付枠》

対象期間 平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

$2,000円 \times 10/12ヶ月分 = 1,666円$

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	1,666円	/	1,666円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-7-1

領 収 証

様

No. _____

鈴木 正弘

★

¥ 2,000

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/

但 H30年度 年会費

収入印紙

2018年 7月7日 上記正に領収いたしました

消費税額等 (%)

特定非営利活動法人 **ふじ環境倶楽部**
 〒417-0815 富士市増川1-9-1
 TEL 0545-38-0088 FAX 0545-39-0057

特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士市増川19番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民・企業・行政のパートナーシップを基本としながら、富士地域（富士市及びその周辺地域）の自然及び社会的な地域資源を掘り起こし、また磨き上げるとともに、地域資源を活用したまちづくり計画の策定、まちづくり活動の実践、市民団体相互のネットワークの構築等を通じて、市民がこの地域で誇りを持って働き、暮らしていける資源循環・環境共生型のまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①富士地域の自然及び社会的な地域資源（以下「富士地域の地域資源」という。）の調査、整理、広報に関する事業
- ②富士地域の地域資源を活用したまちづくり計画の策定、提案に関する事業
- ③富士地域の地域資源を活用した現場でのまちづくり活動の推進に関する事業
- ④まちづくりに関する勉強会の開催等、人材育成に関する事業
- ⑤富士地域の市民団体等のネットワークの構築及びその活動推進に関する事業
- ⑥①～⑤の事業を進める上で必要な行政、企業、市民のパートナーシップ形成に関する事業
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の4種とし、推進会員をもって法上の社員とする。ただし、人格なき社団等が推進会員になるときは、その団体名をもって法上の社員とする。

(1) 個人推進会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有する者。

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有しない者。

(3) 団体推進会員

この法人の目的に賛同して入会した法人・団体で、総会における議決権を有するもの。

(4) 団体一般会員

この法人の目的に賛同して入会した法人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員は、この法人の目的に賛同し、自ら進んで知恵を出し、汗を流し、活動することに同意したものでなければならない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表はそのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体等にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人
- (3) 理事(代表及び副代表含む。) 3人以上
- (4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐して業務を掌握し、代表があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、代表に事故があるときはその職務を代理し、代表がかけたときはその職務を代行する。
- 3 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または退任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、必要に応じて顧問を置く。

- 2 顧問はこの法人の運営等について専門的な立場からアドバイスできる有識者とし、理事会の推薦により、代表が委嘱する。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、推進会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) 役員を選任または解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 役員報酬
- (9) 資産の管理
- (10) その他にこの法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 推進会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から代表が指名する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、総推進会員数の3分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した推進会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した推進会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または推進会員が総会の目的である事項について提案した場合において、推進会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第30条 各推進会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない推進会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の推進会員を代理人として表決を委任する事ができる。
- 3 前項の規定により表決した推進会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する推進会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 推進会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した推進会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、推進会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会及び運営委員会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更
- (2) 役員の職務
- (3) 運営委員会の組織及び運営
- (4) 暫定予算
- (5) 予算費の設定及び使用
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する事項

(理事会の運営)

第34条 理事会の運営方法は、理事会の議決を経て、代表が定める規則による。

(運営委員会)

第35条 この法人は事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、法人が行う事業全般について、理事会の議決に基づき、企画、調査、研究し、事業を遂行する。

3 運営委員会の組織及び運営方法は、理事会の議決を経て、代表が定める規則による。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表が作成し、その事業年度の開始する日の10日前までに理事会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出する事ができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をする事ができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席推進会員数の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席推進会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席推進会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第52条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

- (1) 個人推進会員 入会金 3,000円 年会費 2口以上（1口 2,000円）
- (2) 個人一般会員 入会金 1,000円 年会費 1口以上（1口 2,000円）
- (3) 団体推進会員 入会金 20,000円 年会費 1口以上（1口 5,000円）
- (4) 団体一般会員 入会金 なし 年会費 1口以上（5,000円）

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年5月31日までとする。

この定款は、平成24年6月23日から施行する。

この定款は、認証の日(平成24年9月12日)から施行する。

1-8-7-1

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
代表	佐野 毅
副代表	小池 智明
副代表	中澤 洋子
理事	太田 眞弓
監事	佐藤 雄蔵

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。



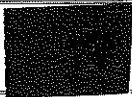
平成29年7月19日

静岡県富士市増川19番地の1

特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 法人④

理事 加藤 裕一

整理番号	1-8-07-02
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・ <u>要請謝等謝費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士市観光関係者と都内観光・スポーツ団体要望活動		
年月日	平成30年7月9日～平成 年 月 日	金額	12,660円

目的	富士市観光関係者に同行し、富士市内スポーツ施設を活用した観光振興への協力要請のために、県およびスポーツ団体全国組織事務所等に要望活動を行う。												
使途	交通費（新幹線ほか）												
政務活動・県政との関連性	本県は、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技開催を契機として、様々なスポーツ振興と連携した観光振興にも力を注いでいる。富士市には県営富士水泳場があり、事前合宿誘致をはじめ、全国大会や国際大会などの誘致を関連団体等に働き掛けるなど観光振興にもつなげる活動が求められている。												
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>別紙、領収証参照</p> <table border="0"> <tr> <td>新幹線（新富士～東京）往復</td> <td>10,140円/</td> </tr> <tr> <td>地下鉄（有楽町～霞ヶ関）</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>タクシー（県東京事務所～渋谷日本水泳連盟事務所）</td> <td>2,010円/</td> </tr> <tr> <td>山手線（原宿～浜松町）</td> <td>200円/</td> </tr> <tr> <td>山手線（浜松町～有楽町）</td> <td>140円/</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,660円</td> </tr> </table>		新幹線（新富士～東京）往復	10,140円/	地下鉄（有楽町～霞ヶ関）	170円	タクシー（県東京事務所～渋谷日本水泳連盟事務所）	2,010円/	山手線（原宿～浜松町）	200円/	山手線（浜松町～有楽町）	140円/	合計	12,660円
新幹線（新富士～東京）往復	10,140円/												
地下鉄（有楽町～霞ヶ関）	170円												
タクシー（県東京事務所～渋谷日本水泳連盟事務所）	2,010円/												
山手線（原宿～浜松町）	200円/												
山手線（浜松町～有楽町）	140円/												
合計	12,660円												

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	12,660円	100%	12,660円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

Receipt 様
 領収年月日 2018.7.8
 金額 ¥10,140 (消費税等込み)
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (10484 4枚)
 東海旅客鉄道株式会社
 (東)新富士駅
 新富士駅MV803発行 20485-02

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済



領収書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容：きっぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月09日
 時刻 10時31分

印紙税申告納
 付につき東京上野
 税務署承認済

伝票番号：20523
 東京地下鉄株式会社
 有楽町駅 券O4発行

領収書

No014

2018年07月09日
 車番 2301
 運賃 2010円
 運賃料金計 2010円
 計 2010円

明治自動車株式会社
 TEL 03 (3897) 8161

タクシーのご用命は東京無線
 TEL 03 (3361) 2111

領収証

ご利用日付 2018年07月09日
 時刻 14時18分

取引内容：乗車券類
 購入金額 金200円
 お支払方法 内訳
 現金 金200円

伝票番号：11966

- この領収証は大切に保存してください。
- 毎度ありがとうございます。

原宿駅 券107発行
 JR東日本

領収証



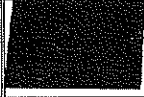
ご利用日付 2018年07月09日
 時刻 15時35分

取引内容：乗車券類
 購入金額 金140円
 お支払方法 内訳
 現金 金140円

伝票番号：10602

- この領収証は大切に保存してください。
- 毎度ありがとうございます。

浜松町駅 券204発行
 JR東日本

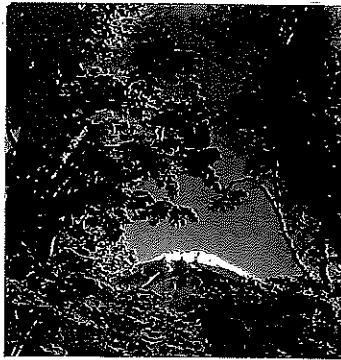
決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成30年7月9日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 鈴木澄美</p>						
目 的	<p>富士市観光関係者に同行し、富士市内スポーツ施設を活用した観光振興への協力要請のために、県およびスポーツ団体全国組織事務所等に要望活動を行う。</p> <p>同行者は、富士山観光ビューロー土屋専務理事、富士市ホテル旅館業組合正副会長</p>					
年 月 日	平成30年7月9日					
場 所	<p>1. 視察日時 平成30年7月9日(月) 11:00~12:00</p> <p>視察場所 静岡県東京事務所</p> <p>対応者 滝浪所長 企業誘致班主査 田尾哲也氏</p> <p>聴取内容 首都圏から静岡県への観光振興情報</p>					
内 容 等	<p>2. 視察日時 平成30年7月9日(月) 13:30~14:00</p> <p>視察場所 公益財団法人 日本水泳連盟事務局</p> <p>対応者 事務局長 石井雄二郎氏</p> <p>聴取内容 水泳種目の全国大会や国際大会の誘致支援</p>					
	<p>3. 視察日時 平成30年7月9日(月) 15:00~15:30</p> <p>視察場所 日本ライフセービング協会</p> <p>対応者 事務局次長 中山 昭氏</p> <p>聴取内容 全国ライフセービングプール競技選手権大会の開催支援について</p>					
	<p>4. 視察日時 平成30年7月9日(月) 16:00~16:30</p> <p>視察場所 静岡県東京観光案内所</p> <p>対応者 所長 高梨直実氏 企画・販売課主査 目黒はるみ氏</p> <p>聴取内容 富士地域への観光誘客の課題などについて</p>					
	<p>以下、県政への反映では、訪問先ごとにまとめると、</p> <p>県東京事務所との意見交換では、リアルタイムな情報伝達手段が重要であり、その仕組み作りについて県と市の連携および支援方法が課題となった。</p> <p>日本水泳連盟との意見交換では、国際大会開催などの情報は4年先までが得</p>					

様式第2号

	<p>られるといい、それらに基づく地元への大会誘致などに役立てることも必要と感じた。これによる県富士水泳場の環境整備等に追い風となるよう対応が求められる。</p> <p>日本ライフセービング協会関係では、来年1月に予定されている県富士水泳場を会場とした、全国ライフセービングプール競技選手権大会の開催支援について、官民で取り組む必要性を感じた。これは、全国規模のスポーツ大会誘致における態勢づくりの一環として取り組むことができる。</p> <p>県東京観光案内所関係では、出先機関で得た情報の分析と課題の対応を積極的に取り組むべきである。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

1-8-7-2



静岡県東京事務所
〈ふじのくに大使館〉
企業誘致班

主査 田尾 哲也

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館13階

TEL: <03>5212-9036
FAX: <03>5212-9038

新緑（水々塚）Mt.FUJI, Shizuoka Pref.
静岡県観光ホームページ（www.pref.shizuoka.lg.jp）
2月23日は富士山の日 E-Mail: tetsuya_tao@pref.shizuoka.lg.jp



JAPAN LIFESAVING ASSOCIATION
Tops Bldg. 2-1-18 Hamamatsucho Minato-ku
Tokyo 105-0013 Japan URL: <http://www.jla.gr.jp>
Phone+81(0)3 3459-1445 Fax +81(0)3 3459-1446

事務局長 中山 昭

Secretary Manager Akira NAKAYAMA

日本ライフセービング協会

〒105-0013 東京都港区浜松町2-1-18 トップスビル
TEL: 03-3459-1445 FAX: 03-3459-1446
E-mail nakayama@jla.gr.jp URL: <http://www.jla.gr.jp>

公益財団法人 日本水泳連盟 事務局
事務局長 石井 雄二郎

〒事務所
150-8050
東京都渋谷区神南一丁目一
番一
号
岸記念体育会
電話 03-3411-3066
FAX 03-3411-0902
E-mail: japan-swim-shim@nifty.com



理事 風間 隆宏

JLAアカデミー本部長
JLA指導員(Surf Lifesaving, BLS, Water Safety)

特定非営利活動法人

日本ライフセービング協会

〒105-0013 東京都港区浜松町2-1-18 トップスビル
TEL: 03-3459-1445 FAX: 03-3459-1446
E-mail kazama@jla.jp 携帯電話 080-5478-6796



しずおか元気旅
静岡 DESTINATION
キャンペーン 2019.A.1-6.30



<http://hellonavi.jp>

公益社団法人 静岡県観光協会
Shizuoka Prefectural Tourism Association

企画・販売課（東京駐在）
主査

目黒 はるみ

Harumi Meguro

〒100-0006
東京都千代田区有楽町 2-10-1
東京交通会館 地下1階

TEL 03-3213-4831
FAX 03-3213-4832
携帯 090-9178-1559

e-mail: meguro_h@shizuoka-tourism.or.jp



ひとつも、OPEN!
しぜんも、OPEN!
じかんも、OPEN!



<http://hellonavi.jp>

Shizuoka Mt.Fuji Green-tea Plaza
(静岡県東京観光案内所)

所長 Manager

高梨 直実

Naomi Takanashi



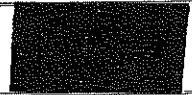
公益社団法人 静岡県観光協会
Shizuoka Prefectural Tourism Association

〒100-0006
東京都千代田区有楽町2-10-1

東京交通会館 地下1階
TEL.03-3213-4831
FAX.03-3213-4832

e-mail: aad97360@titan.ocn.ne.jp

整理番号	1-8-07-03
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	林業活性化議連ベトナム視察		
年 月 日	平成30年7月22日～平成30年7月26日	金 額	402,630円

目 的	ベトナムは、森林の乱伐などにより、現在政府から伐採制限がされるなど、森林保護政策が進み、森林認証の取得など、合法木材生産の動きも活発化している。日本企業はベトナムに進出し、木材を輸入しながら製品を加工、販売するなどに取り組んでいる。日本からの木材輸入の可能性も高まり、本県にとってはベトナムの森林・林業・木材産業の現状を知ることは本県林業振興の発展に寄与するものであり調査を行った。
使 途	交通費（航空運賃・新幹線と現地交通費）、宿泊費
政務活動・ 県政との 関 連 性	本県の森林振興において、無垢材（A材）の消費拡大は急務であり、国内では人口減少などによる住宅建築も減少する可能性があることから、新たな販路拡大として海外にも輸出することが求められている。県内森林組合の一部では台湾に輸出する試みが行われるなどの動きはあるが、富裕層が増加するアジアに注目し、県全体の木材輸出の可能性を探る。
<<領収書貼付枠>> 別紙. 請求書、領収証参照 旅行社分 400,210 円 往路タクシー分（自宅～新富士駅）2,420 円 合 計 402,630 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	402,630円	/	402,630円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-7-3

領 収 書
No.0400

日付 '18年07月22日

車番 000011 800


メータ運賃 ¥2290円

迎車料金 ¥130円

運賃料金計 ¥2420円

合計 ¥2420円

上記の通り領収致しました
毎度御乗車
ありがとうございます
お忘れ物・お問い合わせは
下記までご連絡下さい

 石田タクシー富士(株)

配車センター
TEL 0545-51-1111
TEL 0545-63-3333
TEL 0544-24-2222

領 収 証

2018年07月05日

鈴木 澄美 様

金額	¥ 4 0 0 , 2 1 0 ※
----	-------------------

但し 2018/07/22発 静岡県林活議連
ベトナム視察代金として【クレジットカードご利用】

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000004535

御注意

1. 手書きのもの並びに金額の訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業 第638号

株式会社 石田タクシー
本社営業所 静岡市清水区
〒425-0027
静岡県焼津市
2-2-2
アンビ・ア パークビル2F
TEL:054-620-7731 FAX:054-620-7729

担当者印



1-8-7-3

ご旅行代金明細書

平成30年6月26日

静岡県議会議員 鈴木澄美 様

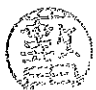


株式会社 アンビ・ア 本社営業所
〒425-0027 焼津市栄町2-2-21
Tel:054-620-7725 Fax:054-620-7726
所長: 蒔田卓史

視察代金明細につきまして下記の通りご案内申し上げます。
ご査収の程、よろしくお願ひ申し上げます。

静岡県議会 森林・林業・林産業活性化促進議員連盟ベトナム視察団
期間:平成30年7月22日(日)～26日(木) 5日間
人員:1名様

ご請求金額	400,210 円
-------	-----------

項目	内容	単価	数量	金額
航空運賃	羽田-ハノイ-ホーチミン-成田 ベトナム航空	241,000	1	241,000
羽田空港使用料		2,670	1	2,670
空港税		2,980	1	2,980
燃油サーチャージ		6,600	1	6,600
宿泊代	ホテルニッコーハノイ	17,200	1	17,200
宿泊代	ホテルニッコーサイゴン	17,200	2	34,400
専用車借上げ代	専用バス借上げ代468,000円を8名で按分	58,500	1	58,500
添乗員経費	184,000を8名様にて按分	23,000	1	23,000
JR代	新富士-品川	5,070	1	5,070
私鉄代	品川-羽田	410	1	410
JR代	成田-新富士	8,380	1	8,380
			合計	400,210

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>平成30年7月26日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 鈴木澄美</p>						
目 的	<p>ベトナムは、森林の乱伐などにより、現在政府から伐採制限がされるなど、森林保護政策が進み、森林認証の取得など、合法木材生産の動きも活発化している。日本企業はベトナムに進出し、木材を輸入しながら製品を加工、販売するなどに取り組んでいる。日本からの木材輸入の可能性も高まり、本県にとってはベトナムの森林・林業・木材産業の現状を知ることは本県林業振興の発展に寄与するものであり調査を行った。</p>					
年 月 日	平成30年7月22日～26日					
場 所	<p>7月22日および26日は移動のみで視察はなし。</p> <p>1. 視察日時 平成30年7月23日(月) 10:00～11:30 視察場所 ニトリファーニチャーベトナム(ハノイ市)</p> <p>2. 視察日時 平成30年7月24日(火) 10:30～12:00 視察場所 ベトナム住友林業・ビナエコボード(ロンアン省)</p> <p>3. 視察日時 平成30年7月24日(火) 14:00～15:00 視察場所 JETROホーチミン事務所(ホーチミン市)</p> <p>4. 視察日時 平成30年7月25日(水) 10:00～11:30 視察場所 TAVICO(ドンナイ省)</p>					
内 容	<p>1. 行程 2. 応対者 3. 聴取内容 4. 県政への反映</p> <p style="text-align: center;">以上について別紙参照</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

4. 平成30年度静岡県森林活動連ベトナム視察研修行程表

①名古屋中部国際空港発～ベトナム～中部国際空港着

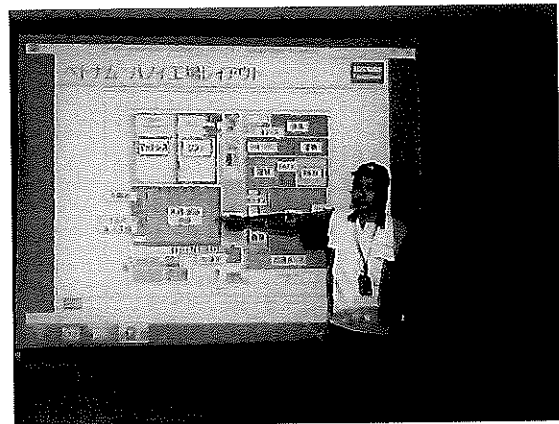
月日	時間	内容(太字:視察地)	摘要
7月21日(土)		前泊	
7月22日(日)	8:15	中部国際空港集合	搭乗手続き
	10:15	名古屋発	ベトナム航空
	13:05	ハノイ着	入国審査等、(昼食)(専用車移動)
		世界遺産「タンロン皇城」視察	世界遺産のタンロン遺跡視察
7月23日(月)	16:00	ホテルニッコーハノイ着	
	9:00	ホテルニッコーハノイ発	(専用車移動)
	10:00	ニトリファニチャーベトナム着	
		ニトリファニチャーベトナム(90分)	木製家具製造等視察 対応:ニトリ 白石管理GM
	11:30	ニトリファニチャーベトナム発	(専用車移動)
	12:00	空港着	(昼食)
	13:00	ハノイ発	ベトナム航空
	15:15	ホーチミン着	(専用車移動)
7月24日(火)		ホテルニッコーサイゴン着	
	9:00	ホテルニッコーサイゴン発	8:30に住友林業の北橋社長集合 (専用車移動 北橋社長同乗)
	10:00	ビナ・エコボード着	
		住友林業、ヴィナ・エコボード(90分)	住友林業の取組、木材、建材の輸出入、 ボード製造工場視察 対応:住友林業北橋社長
	11:30	ビナ・エコボード発	(専用車移動)
	12:30	ホーチミン市街	(昼食)
	14:00	ジェットロ着	対応:滝本所長
		ジェットロホーチミン事務所(60分)	ベトナムの森林・林業事情、輸出入、企業進出、その他
7月25日(水)	15:00	ジェットロ発	(専用車移動)
	15:15	ホテルニッコーサイゴン着	
	8:30	ホテルニッコーサイゴン発	(専用車移動)
	10:00	TAVICO着	
		TAVICO(90分)	木材の輸出入、工場等視察 対応:愛媛県森連 井谷専務
	11:30	TAVICO発	(昼食)(専用車移動)
	14:00	ホテルニッコーサイゴン着	帰国準備
18:00	ホテルニッコーサイゴン発	チェックアウト、(夕食)(専用車移動)	
7月26日(木)	20:00	空港着	
	0:05	ホーチミン発	ベトナム航空
	7:30	中部国際空港着 (解散)	

②東京羽田空港発～ベトナム～成田空港着

月日	時間	内容	摘要
7月22日(日)	14:35	羽田空港集合	
	16:35	羽田発	ベトナム航空
	19:45	ハノイ着	入国審査等、(夕食)
	20:45	ホテルニッコーハノイ着	
7月23日(月)～7月25日(水)のベトナム国内の行程は①と同じ			
7月26日(木)	0:15	ホーチミン発	ベトナム航空
	8:00	成田空港着	
		(解散)	

林業活性化議連 ハノイ市 ニトリファーニチャー視察

視察日時 平成30年7月23日(月) 10:00~11:30
 視察場所 ニトリファーニチャーベトナム(ハノイ市)
 対応者 管理マネージャー 白石 敏明氏ほか日本人スタッフ1名



(ニトリファーニチャーベトナム工場前にて) (工場設備の説明を受ける)

県議会林業活性化議員連盟の視察でベトナムの首都ハノイ市と南部のホーチミン市を訪れた。ベトナムは、もともと豊かな森林が多く存在していたが、戦争や大規模な産業開発、農地転換、インフラ建設などにより激減した。このため、ベトナム政府による開発から保護への政策転換より、伐採制限が行われ、森林保護により徐々に回復傾向にあり、森林認証の取得など、合法木材生産の動きも活性化しているという。

また、ベトナムには日本の大手家具メーカーや製材会社などの企業が進出し、木材を輸入しながら製品を加工、販売するなどの取り組みが行われている。これらの状況を調査し、本県林業の成長産業化に向けた政策を進めるために視察に訪れた。

ベトナムには木材加工企業が4,000社ほどあるといわれ、2015年の資料によると輸出品目のうち木材製品は6位となっている。アジアでは中国に次ぐ木材製品の輸出国で、輸出先は120カ国を超え年々増えている。また、家具製造業が盛んで、世界におけるインテリア家具生産額の4%のシェアを占めている。

日本からベトナムへの木材輸出は、2016年度で品目別木材輸出額が6.6億円で、まだ試験的な輸出の段階である。日本木材輸出振興協会は、2016年10月にホーチミン市に日本木材製品の常設展示場である「ジャパンウッドステーション」を開設した。

ベトナムは木材製品加工が盛んな国であるが、日本産木材の輸入実績は少なく、スギやヒノキなどの日本産木材の認知度が低く、常設展示場などを活用しながら、日本産木材や木材製品の特長や機能などを積極的にPRする必要がある。

最初に、日本国内で家具や日用品を扱う大手企業（ニトリ）の家具を製造する工場を視察した。

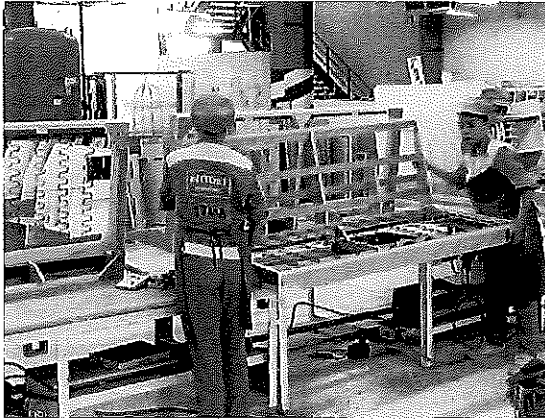
日系企業が海外に現地生産施設を設けるときには、基幹となる職員の研修などを日本国内で実施するものばかり思っていたが、この工場では先ほども触れたとおりベトナム国内での木材加工、とりわけ家具製造業が盛んなことから、ノウハウはこちらの方が蓄積されており、大きな機械設備に特化しなくても安い人件費などによる人を中心とした生産でも十分対応でき、日本での研修はないということであった。生産ラインは効率よく配置され、日本式の生産工程管理は導入されてリアルタイムな生産状況の「見える化」などで、従業員がやる気や働きやすい環境を提供している。ちなみに従業員数は4,500人ということである。工場敷地面積は東京ドーム4個分の広さで、製品はマットレスやソファのほか木製家具を製造しており、製品を構成するほとんど部品も製造している。例えば、マットレスのコイルやウレタン、不織布といった木材ではないものも製造している。



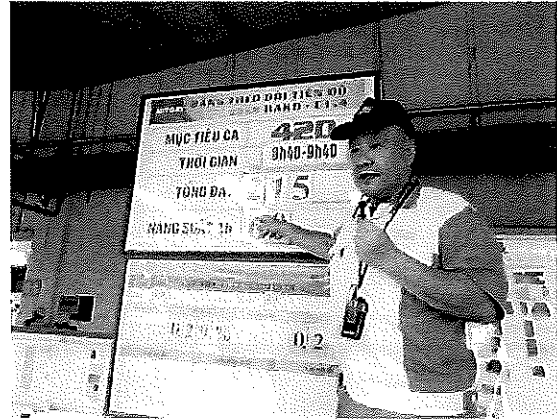
(家具の組み立て作業)



(ペットマットの組み立て作業)



(ソファの組み立て作業)



(作業成果の「見える化」を説明)

視察のポイントであった日本産木材については、先ほども触れたが、知名度が低く使用率はゼロで、調達先はベトナム国内のほかアジア一円ということであった。

この企業ではインドネシアにも工場を持っていたが、今は全てベトナム国内に集約され、ここでの木材加工技術や経営環境の良さが表れている。

工場内は相当高温で湿度も高く、我々日本人にとっては決してよい環境とは言いきれないものの、働いている人達にはその影響は全くないようにも思える。ラインを止めて適度な休憩時間もとりながら、効率的な作業が印象的であった。

林業活性化議連 ロンアン省 ビナエコボード視察

視察日時 平成30年7月24日(火) 10:30~12:00
 視察場所 ベトナム住友林業・ビナエコボード(ロンアン省)
 対応者 ベトナム住友林業 マネージャー 小野 大樹 氏
 ビナエコボード マネージャー 近藤 雄亮 氏
 アシスタントマネージャー 島川 孝敏 氏
 ディレクター 安井 悦也 氏
 ディレクター 関 一郎 氏



(ビナエコ事務所入り口で)

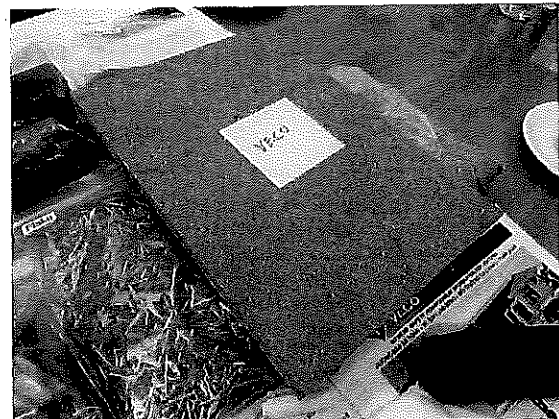


(パーティクルボード製造ラインの説明)

住友林業の現地法人であるVina Eco boardは、2012年に設立されたベトナムで家具向けなどのパーティクルボードを製造販売する企業で、視察目的はベトナムにおける木材・建材流通の現状と木材製品のニーズなどについて調査した。



(原料となる樹種の見本)



(完成したパーティクルボード)

メコンデルタ地帯は豊富な森林資源があるが、木造建物で使うような構造材としては適していない。植林された木だけを対象とし、効率よく育てるために小径のうちに伐採して細かく粉碎した木片を圧縮し接着して板のようにしたパーティクルボードを製造している。用途は家具などに使われており私達の生活の中で欠かすことはできない。

樹種は5年ほどで成長する、アカシア、ゴム、コショウ、メラルーカなどがあり、そのほか、廃材なども有効活用されている。

会社の周囲には水路が敷かれ、小型船でメコンデルタ各地から伐採された木材が運ばれ、会社の岸壁から陸揚げし加工に回される。この施設はベトナム国内では最大の設備で、シェアは50%ほどということであった。



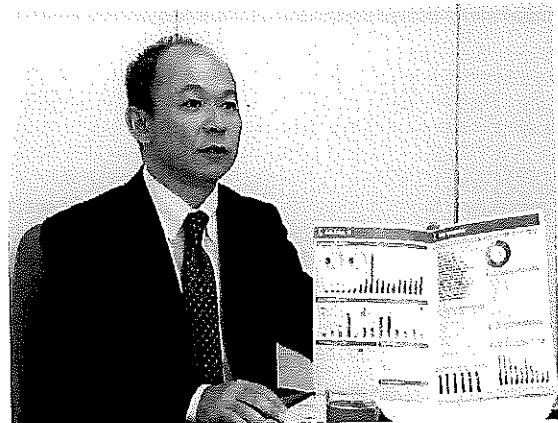
(原料となる木は小舟に乗せて運ばれてくる) (山積みされた原料となる木)

日本産木材をパーティクルボードの原料として使う見込みはない。パーティクルボードは一つの製品として確立されており、木材家具の基幹部品でもある。安定的に品質の良い、しかも安価に供給することが最大の使命であり、それに対して日本産材は無垢利用（A材）における建物の構造材や内装材利用が目的であり、利用目的が大きく異なる。

しかし、家具や建物は人が生活する住居として一体であり、木製品としての価値を高め合う関係ではあるので、将来の関連した活用に期待したい。

林業活性化議連 ホーチミン市 JETROホーチミン事務所視察

視察日時 平成30年7月24日(火) 14:00~15:00
 視察場所 JETROホーチミン事務所(ホーチミン市)
 対応者 所長 滝本 浩司 氏



(事務所入り口で訪問団と記念撮影) (説明いただいたJETRO滝本所長)

JETROでは、その設立目的が貿易・投資促進と開発途上国研究などを通じて、日本の経済・社会の更なる発展に寄与することから、本県内企業の進出状況やベトナムの産業の現状などについての調査を目的として訪問したもので、特に森林・林業・木材産業の情報収集を行った。

説明者は、JETRO ホーチミン事務所長の滝本浩司氏である。最初に、ベトナムおよびホーチミン市について様々なデータを用いて報告があった。国内各地の工業生産額比や米生産量比、水産生産量比などではいずれもメコンデルタ地域(南部のホーチミン市周辺)が大きな成果を上げている。

マクロ経済においては、昨年度のベトナム全体の平均一人あたりGDPは、2,385USドルに対し、ホーチミン地域は5,492USドルと倍以上の開きがある。年間3,000USドルを超えると、地域経済が大きく変わる転換点といわれ、所得が増えることでサービス業や小売りに業界に大きな変化があるという。ホーチミン市ではこれらの経済状況を背景に、日本からは小売り・ショッピングセンター、在留邦人やベトナム富裕層サービス、不動産業界の進出がめまぐるしいということであった。

ホーチミン周辺は90年代において土地が安く企業進出が進み、経済対策が先行してきたことが今日の繁栄の根拠となっている。

「チャイナ+1」といわれるように中国のリスクによる周辺国への分散が叫ばれる中、ベトナムはその対象国のひとつであった。製造業は中国からベトナムへ施設を移転してきたが、ベトナム国内の経済力が高まると人件費などや設備投資費も高騰し、ハノイやホーチミンでは製造業に進出が鈍っているという。しかし、地方ではまだコストが低いことから、進出企業の可能性はあるということであった。

また、ベトナムの大学卒新人の所得は月あたり 600 ドルで、経理などの知識があればさらに高く、一方で平均的な労働者の所得は月あたり 300 ドルということである。ホーチミン市では日本の ODA による地下鉄の整備が進んでいる。そのほか、周辺地域では工業団地に整備や新都市整備が進み、裕福になり始めていることから、サービス産業や教育産業などが伸びている。

ベトナムにおける森林・林業・林産業の状況については、ベトナムでは小径木が多く、ほとんどは木材チップ産業で消費される。このため、家具などの加工業は輸入材に依存し木材の輸入量は年々増えている。しかし、メコンデルタ地域の国々からの輸入が多いものの、日本からはない。木材の輸入元は、中国、アメリカ、カンボジアが多く、輸出はアメリカ、中国、日本の順になっている。木材の取引は国際認証を受けた森林から供給される木材が基本であるが、カンボジアなど陸続きの国境は取り締まりが甘く、調査した以上の木材が不正に輸入されているのではという話もあった。

そのほか、ベトナム国内で活躍する日本の林業関連の企業情報を説明していただいた。

質疑応答では、ベトナム全体について、日本食ブームにおける米の生産についてや工業団地における電力供給の安定性、港湾設備の整備状況、日本の中小企業のホーチミン進出について、サービス業の進出における課題についてなど意見交換が行われた。

林業関連では、ベトナム国内における日本産材の活用について、内装材・構造材としての木材利用について意見交換などが行われた。

日本産材の活用については、PR 不足のほか、多くの課題が生じていることが報告された。今回の調査を元に、県内林業の活性化について、特に海外輸出の可能性や課題対処について積極的に取り組んでいきたいと思う。

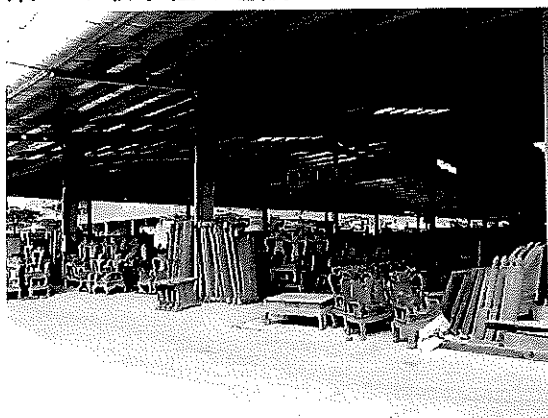
林業活性化議連 ロンナイ省 TAVICO社視察

視察日時 平成30年7月25日(水) 10:00~11:30
 視察場所 TAVICO(ドンナイ省)
 対応者 TAVICO社 社長 VO QUANG HA 氏
 愛媛県林業組合連合会 代表理事専務 井谷 換郎 氏
 日本木材輸出協会 ディレクター スズキ チヨシ 氏



(TAVICO社にて訪問団記念撮影) (HO社長並びに愛媛県林業連が説明)

TAVICOは愛媛県森林組合連合会から木材を輸入しているホーチミンの東隣ドンナイ省にある製材工場を兼ねた大手木材商社である。愛媛県森林組合連合会は、外国人技能実習制度を活用して、ベトナム人を受け入れるなどの取り組みを行っている。また、愛媛県産材製品市場開拓協議会は、TAVICOに対して県産材展示・商談会を開催している。ベトナムにおける木材需要や流通の状況、林業への取り組みを調査した。



(輸入した木材の倉庫)



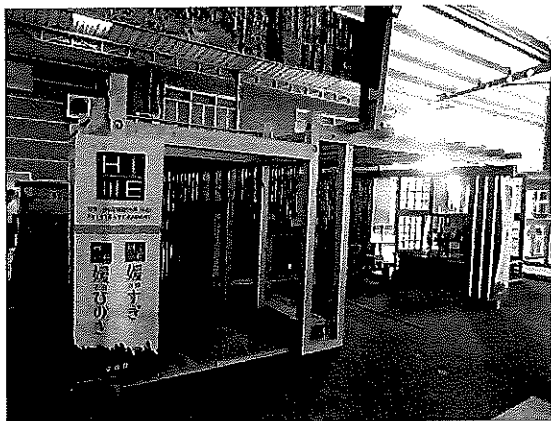
(輸入材で製作した木工製品)

ドンナイ省はベトナム国内で一番経済が発展しているホーチミン市に隣接し、新たに工業団地や新空港計画があり、高層住宅の建設が進む発展的な地域である。

TAVICO 社の社長は政経分野では幅広い人脈を持ち、この国で事業を展開する上では有利な立場にある。日本産木材との結びつきは、愛媛県森林組合連合会と2014年にあるコーディネーターを通じてヒノキ原木および製品サンプルを5m³輸出したことがきっかけで、その年にさらにヒノキ原木50m³をブラインドメーカーに輸出したことから始まる。

2015年にはTAVICO 新工場の建設に際し、記念式典に参加するとともに、社屋内に愛媛県産材展示コーナーを開設。現在では年間3,000m³、1億円分の輸出を実現している。

TAVICO 社社長は、日本産ヒノキになぜ関心を待ったかの質問に、「日本の文化はベトナムの文化によく似ている。またヒノキの香りに魅せられた。これを機会にベトナム国内の住宅内装材、あるいは木造住宅の材料として活用していきたい。」と述べている。また、親日的な国であることもあり、信頼できるパートナーとして関心を寄せているとのことであった。



(愛媛県産材をPRするブース) (新工場建設地で議連中谷会長とHO社長)

ベトナム国内では戦争により破壊された森林の保護のために、植林された木の伐採のみが産業用として認められており、多くは輸入に頼っている。

これまでには中国などアジア一円から、またアフリカなどから輸入してきたが、新たな国内需要が見込まれることから、日本やカナダからも輸入のビジネスが始まっており、特にカナダからは積極的にアプローチがあるということで、視察中もカナダ人が訪れていた。

価格面では、ヒノキ材に関して日本国内では1m³あたり1,4000~15,000円の値がつくが、ベトナムでは27,000円で取引されたこともあり、海上輸送費が7,000~8,000円であることから、それを加えても高値で取引されていることがうかがえる。



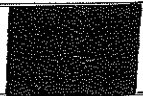
今回の視察では、愛媛県森林組合連合会の代表理事専務やその関係者、日本木材輸出協会の担当者が同席され、日本とベトナムの交流実績のある立場からお話を伺うことができた。

日本の木材市場は少子化などで伸び悩んでおり、海外にも販路を見出さなければならぬ。しかし、為替変動による価格リスクや、どのようにパートナーを見つけるか、資金力や支払い能力、強力な内販力を持つ取引先の発掘、商習慣など課題は多い。これらの克服に力を注いでいかねばならない。

また、日本のヒノキ材などはベトナム国内ではほとんど知られておらず、ゼネコンや木材加工業者、家具製造業者、製材業者などにPRするための展示会・商談会などを開催して広めていくことが重要とのことである。

静岡県でも単独に取り組むか、あるいは愛媛県などと一緒に取り組むべきか、今後、県産材の海外販路拡大に向けて積極的に検討していかねばならないと感じた。

整理番号	1-8-07-04
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	富士市日中友好協会 年会費		
年月日	平成30年 7月27日~平成	年 月 日	金額 5,000円

会の趣旨・目的	中国嘉興市と富士市民の友好を促進する
会の活動内容等	富士市は中国浙江省嘉興市と友好提携を結んでおり、定期的な相互訪問や、国際交流フェア、富士市在住中国人との定期的な交流会を開催し、友好を深める。
政務活動・県政との関連性	静岡県は中国浙江省との友好提携を結んでおり、また、基礎自治体同士の交流も盛んであることから、市民レベルの相互理解を深めるための実情を調査。
<領収書貼付枠> 対象期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(<u>規約</u>)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	5,000円	/	5,000円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-7-4

領 収 証

鈴木 絵美

様

No. _____

★5,000-

但

年会費

1980年9月27日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

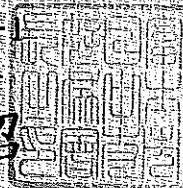
収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒417-0826 富士市中里1402-

富士市日中友好協会

会長 渡辺 敏昭



富士市日中友好協会 規約

(名称)

第1条 この会は富士市日中友好協会といい、静岡県日中友好協会に属し、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、思想、信念、政党政派の違いを超えて、各会各層の日中友好を願う人々が、「日中共同声明」「日中平和友好条約」を基盤とし、日中友好の一点で集結する全市民的組織であり、日中両国民の相互理解と友好を深め、両国の繁栄と世界平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 日本中国相互の国情と文化の研究、紹介。
2. 友好使節の交換（公的な訪中については助成することができる）
3. 日本中国の文化、芸術、学術、技術、経済、体育などの各分野にわたる交流促進。
4. 在中国人、中国帰国者との交流促進。
5. その他必要な事項。

(会員)

第4条 この会の目的、規約に賛成し、会費を納める者を会員とする。

(機関)

第5条 この会には次の機関をおく。1.総会 2.理事会
総会はこの会の最高決議機関で、年1回開催する。但し、理事会が必要と認められた時には臨時会員総会を開くことができる。総会の議長は会長が務める。

(役員)

第6条 この会には次の役員をおく。
名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、相談役若干名、事務局長1名、事務局次長1名、会計1名、会計監査2名とし、理事若干名、役員は総会で選出し任期は2年とする。

(顧問、参与)

第7条 この会には顧問、参与をおくことができる。

(財源)

第8条 この会の財源は会費、事業収入、寄付金等の収入をもって充てる。会費は年額2千円とする。(但し、役員5千円、理事及び参与3千円、県会議員参与5千円、顧問は特別会費として、1万円、家族会員は一般会員の半額とする。)

第9条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第10条 この規約に定めのないものは理事会で決める。

付則 この規約は1990年7月10日より実施する。



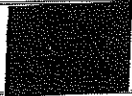
この規約は2003年7月6日より実施する。

この規約は2005年7月3日より実施する。

この規約は2006年7月2日より実施する。

この規約は2007年7月1日より実施する。

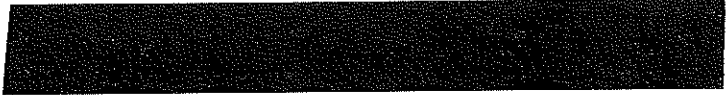
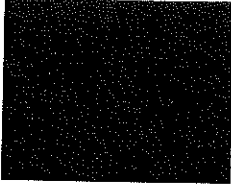
整理番号	1-8-07-05
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話およびデータ通信費		
年月日	引き落とし日 平成30年8月31日	金額	3,299円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段		
使途	平成30年8月請求分		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> 基本料金 743円 (基本料金) パケット定額料金 4,700円 (通信料) カケホーダイ定額料 667円 (通話料) (小計) 6,110円 消費税(8%) 488円 合計 6,598円			
30-08-31 BF *7,313 トコモ ケイタイ  			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用との按分	6,598円	1/2	3,299円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

日領、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

お客様氏名 CUSTOMER NAME	鈴木 澄美 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	

ご利用額のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

ご利用年月 MONTH OF USE	2018年7月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	7,313円 (541円)
振替日 TRANSFER DAY	2018年8月31日(金)

前々月ご利用額	7,313円(税込)
タイプX1にねん (2018年7月末現在)	継続利用期間は、7月末で7年2か月です。タイプX1にねんご契約期間は1年6か月です。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	2018年5月よりdポイントクラブをリニューアルいたしました！ 新特典「ずっとドコモ割プラス」をはじめ、ドコモを長くご利用のお客さまや、 ポイントをたくさんご利用のお客さまも、さらにおトクを実感いただける内容とな っております。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。
* * * *	* * * *

お知らせ

【NTTドコモからのお知らせ】-----

*** ドコモからのお知らせ ***

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

株式会社NTTドコモ 料金領収証

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * *
	口座番号 (ACCOUNT) * * * *

本書は電子文書です。



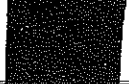
1-8-7-5

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料 (計) 743	743	基本使用料 (タイプXi にねん)	合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,700	4,700	Xiパケ・ホーダイ ライト定額料 13,054KB (0.1GB)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,329	300	spモード利用料	合 算
	380	ケータイ補償お届けサービス利用料 (380)	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	667	Xiパケ・ホーダイ定額料 7月ご利用分	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	-20	eピリング割引料 7月請求分	合 算
◇消費税等相当額 (計) 541	541	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計 7,313	7,313	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月末で 7年2か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 60です。	
		(ポイント進量の対象になるご利用金額は、 6,772円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		7月末のステージは、 2ndステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

整理番号	1-8-07-06
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等助費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年7月1日～平成30年7月31日	金額	69,825円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	平成30年7月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	

給与明細書 平成30年7月分

氏名	給与	手当	支給総額	控除	差引支給額	受領印
	139,650	0	139,650	0	139,650	

雇用時間数 147.0h × 単価 950円 = 給与総額 139,650円

139,650 × $\frac{1}{2}$ = 69,825円 (政務活動費充当)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
実績にて按分 (後援会 $\frac{1}{2}$)	139,650円	$\frac{1}{2}$	69,825円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-7-7

領 収 証

平成30年7月31日

印 紙
円

鈴木 澄美 様

¥ 4 9 , 5 0 0 ※

(現金・小切手)

但 富士市比奈1418番地の2、7月分事務所賃料
水道光熱費・通信費および駐車場の賃料

内
訳




政務活動+後援会 合計99,000円(政務活動費分按分1/2 49,500円)
事務所賃料:60,000円 水道光熱事務・通信費:24,000円 駐車場3台分:15,000円
上記金額正に領収致しました。

住 所 富士市比奈1418番地の2
株式会社 富士不動産センター
氏 名 代表取締役 鈴木 茂樹



キトリセン

整理番号	1-8-07-08
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	------------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【7月分】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	616	18円 × 616 km / km	11,088円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

鈴木澄美



《領収書貼付枠》

按分の理由 全て政務活動に関するものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11,088円 7,254円	/ 100%	11,088円 7,254円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
7月1日	田子の浦みなど公園整備地元意見交換	自宅—田子の浦港公園 (往復)	14
7月2日	住宅耐震化「TOKAI-0」実態調査 (復路)	自宅—県庁 (往復)	96
7月4日	常任委員長報告原案確認	自宅—県庁 (往復)	96
7月5日	富士市社会福祉協議会からの要望説明	自宅—富士市社会福祉協議会 (往復)	16
7月7日	環境分野市民活動団体の総会と意見交換	自宅—吉原本町 (往復)	10
7月8日	伊豆ペロドローム国際大会視察2020オリンピック・パラリンピック自転車競技開催準備調査	自宅—伊豆ペロドローム (往復)	120
7月9日	富士山観光ビューローほか富士市観光関係者との都内観光・スポーツ団体要望活動	自宅—新富士駅 (往復)	16
7月12日	富士地域物流団体幹部との意見交換	自宅—富士貨物協同組合事務所 (往復)	12
7月12日	本年度富士地区茶生産状況調査	自宅—富士茶協同組合 (往復)	18
7月13日	ファルマバレープロジェクト参加企業の取り組み視察	自宅—伝法 (往復)	18
7月13日	JA幹部と地域農業振興について意見交換	自宅—JA富士市 (往復)	14
7月20日	田子の浦港海上安全に関する意見交換	自宅—田子の浦港 (往復)	14
7月20日	浮島工業団地内水路整備現地調査	自宅—浮島工業団地 (往復)	12
7月20日	富士市における当面の課題市幹部との意見交換	自宅—富士市役所 (往復)	12
7月20日	南松野血流川河川整備要望現地調査	自宅—南松野地区 (往復)	36
7月26日	林活識連ベトナム視察 (復路)	自宅—新富士駅 (往復)	16
7月30日	富士市茶業振興関係者と県担当者の意見交換	自宅—県庁 (自宅)	96
合 計			616

整理番号	1-8-07-09
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政広報紙らしんばん作成費 (6月議会号)		
年月日	平成30年7月20日~平成	年月日	金額 153,900円

目的	6月議会までの県政に係る議会活動等の広報
使途	広報紙らしんばん作成費 (原稿作成費・印刷代)
政務活動・県政との関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収証 鈴木澄美県議会議員様 No.

金額 ¥ 153,900-

但 6月議会報告「らしんばん」制作~印刷・加工一式
2018年7月20日 上記正に領収いたしました

内訳
 税抜金額
 消費税額等(%)



〒417-0815 静岡県富士市増川19-1
 有限会社 アド・イズム
 代表取締役 太田英之
 TEL 0545-38-0088 FAX 0545-39-0057



コクヨ ウケ-50N

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	153,900円	100%	153,900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-7-9

ご 請 求 書

2018年7月20日(金)

鈴木すみよし県議会議員

様

静岡県富士市増川19-1 〒417-0815

(有) アド・イズム

代表取締役 太田英之

合計金額 **¥153,900** -

但し 「6月議会報告だより」作成作業一式

内訳

No.	項 目	数量	単位	単価	合計金額	消費税
1	「6月議会報告だより」制作・印刷 代 A3サイズ、フルカラー、3ツ折り	2,000	部	71.3	142,500	対象
2						
3						
4						
5						
	小 計				142,500	
	うち消費税対象外項目 小計				0	
	うち消費税対象項目 小計				142,500	
	消費税額(8%)				11,400	
	税 込 み 合 計				153,900	

整理番号	1-8-07-10
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ作成管理費		
年月日	平成30年7月20日～平成 年 月 日	金額	10,800円

目的	県政及び議会活動の広報と意見収集
使途	6月分ホームページ作成管理費
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況等を掲載し、情報を広く伝えるとともに、意見を聴取し、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

領収証 鈴木澄美県議会議員 様 No.

金額

¥10,800-

但 ホームページ管理費 (6月分)
2018年7月20日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒417-0815 静岡県富士市増川19-1
有限会社 アド・イズム
代表取締役 太田英之
TEL 0545-38-0088 FAX 0545-39-0057



コクヨ ウケ-50N

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	10,800円	100%	10,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-7-10

ご 請 求 書

2018年7月20日(金)

鈴木すみよし県議会議員

様

静岡県富士市増川19-1 〒417-0815

(有) アド・イズム

代表取締役 太田英之



合計金額 **¥10,800** ー 内消費税 ¥800

但し ホームページ管理費(2018年6月分)

内訳

No.	項 目	数量	単位	単価	合計金額	消費税
1	ホームページ管理費(6月分)	ー	式	10,000.0	10,000	対象
2						
3						
4						
5						
6						
小	計				10,000	
	うち消費税対象外項目 小計				0	
	うち消費税対象項目 小計				10,000	
	消費税額(8%)				800	
	税 込 み 合 計				¥10,800	